

令和6年11月1日
総務部人事課

令和5年度における職員倫理の確立及び保持に関する状況等について

職員の倫理の確立及び保持については、市民の疑惑や不信を招くような行為を防止する対策として「平戸市職員倫理条例」を制定し施行しています。

条例では、毎年、職員の職務に係る倫理の確立及び保持に関する状況並びに講じた施策について公表することとしており、令和5年度においては次のとおりです。

1 各種届出等の状況

(1) 利害関係者との飲食に係る届出の状況

職員は、自己の費用を負担する場合は利害関係者と共に飲食をすることができますが、自己の飲食に要する費用が5,000円を超える場合は、あらかじめ任命権者に届け出ることとしています。

令和5年度の届出については、次のとおり。

区分	届出件数	相手方
市長部局	0	-
消防	17	営利を目的としない事業を行っている団体に属する方

※ 届出については、1人の職員につき、1回の飲食ごとに行うこととなっています。

(2) 贈与等報告書による報告の状況

職員は、事業者等から1件5,000円を超える贈与等を受けた場合は、任命権者に贈与等報告書を提出することとしていますが、令和5年度においては、報告書の提出はありませんでした。

2 職員倫理の確立及び保持に関して講じた施策の状況

施策名	実施日	対象
倫理に関する周知 (国家公務員の倫理週間に併せた周知)	12月1日～7日	全職員
綱紀肃正及び服務規律の保持について通知	12月18日	全職員